

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 25 年 10 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分～
場 所 坂井市役所 第 2 別館

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告について

4 議 案

議案第 18 号 坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱
の制定について

議案第 19 号 坂井市中学校の部活動における大会出場選手等激励金
支給要綱の廃止について

議案第 20 号 就学指定校の変更許可について

5 その他 ・ 行事予定(11月分)について

・ その他

定例教育委員会

議

案

議案第18号

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の
制定について

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の制定について、
次のとおり承認を求める。

平成25年10月30日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱

平成 年 月 日
教育委員会告示第 号

(要旨)

第1条 この要綱は、坂井市内の中学校の生徒（以下「生徒」という。）の文化・スポーツ活動を奨励し、技能の向上を図るために、文化・スポーツ大会に出場する生徒を対象とする坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）について必要な事項を定める。

(交付対象大会)

第2条 激励金を交付する大会は、次の各号のいずれかとする。ただし、中学校部活動以外での出場は対象としない。

- (1) 北信越地区総合体育大会（北信越中学校体育連盟主催）
- (2) 全国中学校体育大会（公益財団法人 日本中学校体育連盟主催）
- (3) 音楽コンクール等の文化活動において、文部科学省・都道府県教育委員会が主催または後援する北陸大会以上の大会
- (4) 坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めた大会

(交付対象者)

第3条 激励金は、生徒として部活動等の練習に励み、学校を代表して出場する者を対象とする。ただし、中学校で指導者として認定された外部指導者は交付の対象とする。

- 2 交付対象人数は、出場する各種競技の大会要項等に記載する登録メンバー数以内で実人数とする。ただし、登録メンバー数が大会要項等に記載されていない場合は、各種競技の大会実施要項等に基づき登録した実人数を対象とする。

(交付対象経費及び交付額)

第4条 激励金の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃は、最も経済的で合理的な方法により、通常の経路で積算した旅費を対象とする。
- 3 宿泊料は1人当たり8,000円を限度とする。ただし、首都圏などでの開催で限度額を超えた場合には、実額に応じて交付することができる。
- 4 激励金の額は、福井県中学校体育連盟より補助がある場合には、次の各号に従い、補助割合分を減額した額（100円未満切捨て）を交付する。
 - (1) 北信越中学校総合競技大会・・・3割（補助分）減額
 - (2) 全国中学校体育大会・・・2割（補助分）減額

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする生徒の在籍する学校長は、交付の対象となる大会への出場が決定した日から5日以内に、次の各号に定める書類を教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 激励金交付申請書（様式第1号）
- (2) 大会出場計画書（様式第2号）
- (3) 大会開催要項の写し

(結果報告)

第6条 激励金の交付を受けようとする生徒の在籍する学校長は、交付の対象となる大会が終了した日から5日以内に、次の各号に定める書類を教育委員会へ提出しなければならない。

(1) 大会出場結果報告書(様式第3号)

(2) 大会成績結果

(3) 大会出場部員等の名簿

(4) 交通費及び宿泊費の精算書

(交付)

第7条 教育長は、前条の報告があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは学校の指定した口座へ激励金を交付するものとする。

(返還)

第8条 激励金の交付を受けた学校長が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該激励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 出場の決定報告及び結果の報告に虚偽又は不正等があったとき。

(2) 市の信用を著しく傷つけたとき。

(3) その他激励金の目的に反すると認められたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成25年11月1日から施行する。

議案第19号

坂井市中学校の部活動における大会出場選手等激励金
支給要綱の廃止について

坂井市中学校の部活動における大会出場等激励金支給要綱の廃止について、次のとおり承認を求める。

平成25年10月30日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市中学校の部活動における大会出場選手等激励金支給要綱

平成20年 6月26日

教育委員会告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、坂井市内の中学校の部活動において大会に出場する生徒及び指導者に対する激励金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象)

第2条 激励金の支給対象者は、次に掲げる大会に出場する坂井市内の中学校の部活動を行っている生徒及び指導者とする。

- (1) 北信越中学校総合競技大会
- (2) 全国中学校体育大会
- (3) 文化関係の北陸大会
- (4) 前号の大会の上位の大会
- (5) 教育委員会が特に認めた大会

(激励金の額)

第3条 激励金の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。ただし、宿泊料は8,000円を限度とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか激励金の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

議案第20号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成25年10月30日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫